ロ　法第百三十二条の十三第五項第二号に掲げる無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)　第一種型式認証を受けた型式の無人航空機　一機につき四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）
(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)　第一種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機　一機につき十四万千百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)　(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき四万九千六百円
ハ　イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)　航空の用に供した無人航空機　一機につき百五十九万二千二百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき百五十九万三百円を超えない範囲内において、飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
二　第二種機体認証　次のイからハまでに掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
イ　法第百三十二条の十三第六項第一号に掲げる無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)　航空の用に供した無人航空機　一機につき四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき三千百円（追加機体にあっては、二千四百五十円）
ロ　法第百三十二条の十三第六項第二号に掲げる無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)　第一種型式認証又は第二種型式認証を受けた型式の無人航空機　一機につき四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)　第二種機体認証を受けた後に改造をした無人航空機　一機につき十二万円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)　(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき四万九千六百円を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
ハ　イ及びロに掲げる無人航空機以外の無人航空機　次の(1)又は(2)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額
(1)　第一種型式認証を受けた型式の無人航空機　次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)　航空の用に供した無人航空機　一機につき四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）を超えない範囲内において、整備の実施の有無及びその実施主体に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)　(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき三千百円（追加機体にあっては、二千四百五十円）
(2)　(1)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　次の(i)又は(ii)に掲げる無人航空機の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める額
(i)　航空の用に供した無人航空機　一機につき九十九万四千八百円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額
(ii)　(i)に掲げる無人航空機以外の無人航空機　一機につき九十九万二千九百円を超えない範囲内において、最大離陸重量又は飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

（機体認証書又は型式認証書の再交付に係る手数料の額）
第十条　法第百三十五条第一項第二十六号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　機体認証書の再交付を申請する者　一機につき千六百五十円
二　型式認証書の再交付を申請する者　一件につき千七百五十円

（型式認証に係る手数料の額）
第十一条　法第百三十五条第一項第二十七号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　第一種型式認証　次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　第一種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式　一件につき三十万七千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
ロ　イに掲げる型式以外の型式　一件につき二百七十三万千八百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
二　第二種型式認証　次のイ又はロに掲げる型式の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　第二種型式認証（有効期間の残存期間が二月以上のものに限る。）を受けている型式　一件につき十五万五千三百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額
ロ　イに掲げる型式以外の型式　一件につき百六十一万四千六百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額

（設計又は製造過程の変更の承認に係る手数料の額）
第十二条　法第百三十五条第一項第二十八号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　第一種型式認証　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　ロに掲げる場合以外の場合　八十二万六千七百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機を飛行させようとする空域に応じ、国土交通省令で定める額
ロ　当該型式の無人航空機に係る塗装の変更その他これに類する安全性及び均一性に影響しない設計又は製造過程の変更（次号ロにおいて「軽微変更」という。）をしようとする場合　三万五千四百円
二　第二種型式認証　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ　ロに掲げる場合以外の場合　四十九万八千九百円を超えない範囲内において、当該型式の無人航空機の最大離陸重量又は当該型式の無人航空機を飛行させようとする方法に応じ、国土交通省令で定める額
ロ　軽微変更をしようとする場合　三万五千四百円

（無人航空機操縦者技能証明に係る手数料の額）
第十三条　法第百三十五条第一項第二十九号に掲げる者が法第百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　一等無人航空機操縦士　次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）
イ　身体検査　一万九千九百円を超えない範囲内において、法第百三十二条の五十五の試験に関する実施細目（身体検査に係るものに限る。）に応じ、国土交通省令で定める額
ロ　学科試験　九千九百円
ハ　実地試験　九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額